WarpLink サービス利用規約

WarpLink Control-Center（WarpLink DDNS 2.0 を含む）・WarpLink ISC-Next

第1条　（利用規約の適用）

1. センチュリー・システムズ株式会社（以下、「当社」といいます）は、WarpLink サービス利用規約（以下、「利用規約」といいます）を定め、利用規約を遵守することを条件として当社と本サービスの利用契約を締結する者（以下、「契約者」といいます）に対し、第 4 条に定める WarpLink サービス（以下、総称して「本サービス」といいます）を提供します。なお、当社が認めるパートナーを通じて本サービスを利用する者については、当該パートナーが利用規約を周知し、遵守させるものとします。

第2条　（利用規約の変更）

1. 当社は、利用規約を適宜変更できます。提供条件は、変更後の利用規約によります。当社は、利用規約を当社ホームページに掲示します。当社のホームページに掲示することにより、個別の通知及び説明に代えさせていただくことができるものとします。

第3条　（用語の定義）

1. 利用規約においては、次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
WarpLink	当社製品を使用し、クラウドサービス、ネットワーク運用管理サービスその他の関連サービスを組み合わせた当社ネットワーク運用管理サービスの総称。
当社製品	FutureNet シリーズ。
WarpLink Control-Center	当社製品のネットワーク運用管理に必要な機能をクラウド上で提供するサービス。
WarpLink DDNS 2.0	WarpLink Control-Center の提供機能のうち、名前解決および死活監視に限定して利用できるサービス。
WarpLink ISC-Next	IoT 機器等を対象として、管理端末および利用端末間のセキュアな通信環境等を提供するサービス。
仮想アダプタ	本サービス上で当社製品を管理し、本サービスの各機能またはサービスを利用するために登録される管理および課金の単位。
管理端末	契約者が管理するパソコン等。
利用端末	本サービスの対象として当社が別途定める当社製品。
パートナー	当社との間で WarpLink パートナー契約書に合意し、本サービスをエンドユーザーに再販売する事業者。
エンドユーザー	当社が再販売を認めたパートナーから本サービスの提供を受け、実際に利用する企業その他の者。

第4条　（サービスの内容）

1. 本規約の対象となるサービスは、次のとおりとします。

サービス	利用形態・内容
WarpLink Control-Center	名前解決・死活監視に加え、当社製品の情報表示、設定情報・ファームウェア等の管理その他当社が定める管理機能
WarpLink DDNS 2.0	名前解決および死活監視（WarpLink Control-Center の提供機能の一部に限定）
WarpLink ISC-Next	管理端末および利用端末等を用いたセキュアな通信環境その他当社が定める機能

2. WarpLink DDNS 2.0 は、WarpLink Control-Center の提供機能のうち、名前解決および死活監視に限定して利用するサービスです。同一の仮想アダプタについて、WarpLink Control-Center と WarpLink DDNS 2.0 を重複して契約することはできません。
3. WarpLink ISC-Next は、WarpLink Control-Center および WarpLink DDNS 2.0 とは独立したサービスであり、単独で契約および利用することができます。
4. WarpLink ISC-Next は、WarpLink Control-Center または WarpLink DDNS 2.0 と併用することができます。
5. 各サービスの具体的な機能、仕様、対象製品、利用条件その他の提供内容は、当社が別途定めるものとします。

第5条　（著作権等）

1. 契約者に提供されるソフトウェアおよびその他の各種情報について、その著作権、ノウハウ等の知的財産権は、当社または当社にこれらの情報の利用を許諾した第三者が所有します。
2. 契約者は、前項のソフトウェア等を本サービス利用の目的にのみ利用できるものとします。
3. 契約者は、当社が別途認めた場合を除き、本サービスを有償・無償を問わず営利目的または付加価値サービスとして第三者へ提供されるサービスの一環として使用することはできません。ただし、当社が再販売を認めたパートナーについては、この限りではありません。
4. パートナーによる本サービスの再販売、再販売先の利用者に対する利用規約の周知・遵守、料金の請求およびサポートに関する条件は、当社とパートナーとの間で別途合意する「WarpLink パートナー契約書」に定めるものとします。

第6条　（サービスの提供地域）

1. 本サービスの提供地域は、日本国内とします。ただし、当社が製造販売する海外認証済みまたは海外で利用可能な対象製品その他当社が認める場合には、日本国外での利用を可能とすることがあります。
2. 日本国外での利用を認める場合であっても、ドキュメントおよびサポートは、当社が別途定める場合を除き、日本語で提供します。

第7条　（サービス提供条件）

1. 本サービスは、当社製品をご利用する場合に限り、提供します。

2. 本サービスのサポートは、当社営業日、営業時間帯で受け付けるものとします。

第8条 （契約単位）

1. 契約者は、当社が別途定める方法により、本サービスの利用契約を締結するものとします。
2. 本サービスの利用対象となる当社製品は、仮想アダプタとして登録するものとします。
3. 仮想アダプタごとに、WarpLink Control-Center または WarpLink DDNS 2.0 のいずれかを選択できます。WarpLink ISC-Next は独立して選択でき、単独利用またはこれらとの併用が可能です。
4. 当社は、業務上必要なときは、利用規約の特約を定めることがあります。この場合、当該特約の適用を受ける契約者は、利用規約とともに特約も遵守するものとします。

第9条 （契約申込）

1. 本サービスの利用の申込みは、当社が別途定める方法により行うものとします。
2. 利用申込書その他当社に提出いただく資料に個人情報を記載する場合には、契約者は、当社に個人情報を提供することについて同意した上で記載したものとみなします。
3. 契約者は、当社が、本サービスの提供に必要な範囲において、委託先等に契約者の情報を提供することを承諾するものとします。

第10条 （契約申込の承諾）

1. 契約申込に係る本サービスの提供は、当社が申込を受け付けた順とします。ただし、当社が必要と認めるときは、その順序を変更することがあります。
2. 当社は、次の場合には、本サービスの利用の申込を承諾しないことがあります。
   ① 本サービスの提供が技術上困難なとき。
   ② 本サービスの申込をした者が当社の提供するサービスの料金または手続きに関する費用等の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
   ③ 本サービスの申込をした者が第 32 条各号の一に現に該当し、または該当するおそれがあるとき。
   ④ 本サービスの申込をした者が当社との間で過去に締結した契約が、本サービスその他当社の提供するサービスの利用規約違反に基づき解除されたことがあるとき。
   ⑤ 申込書等に虚偽の事実を記載したとき。
   ⑥ 本サービスの申込をした者が指定した支払口座等が、金融機関等により利用を差し止められていることが判明したとき。
   ⑦ 違法に、または公序良俗に反する態様にて本サービスを現に利用し、または利用するおそれがあるとき。
   ⑧ 本サービスの申込をした者が、当社または本サービスの信用を現に毀損し、または毀損するおそれがあるとき。
   ⑨ 本サービスを直接または間接に利用する他者の利用に支障を与える態様にて本サービスを現に利用し、または利用するおそれがあるとき。

⑩　前各号のほか、当社の業務遂行上支障があるとき。

⑪　申込者もしくはその関係者が反社会勢力に属するものと当社が判断した場合。

3. 当社が申込を承諾しない場合には、当社は、申込者に対し書面またはその他の方法でその旨を通知します。

第11条（契約事項の変更）

1. 契約者が契約事項の変更を希望する場合には、当社が別途定める事項に限り、当社が別途定める方法により、契約者は、契約事項の変更を当社に対し申し入れるものとします。
2. 当社は、前項の変更申入れを承諾した場合は、契約者に対し当該変更内容について当社が別途定める方法で通知します。
3. 当社は、第 1 項の変更申入れを承諾することが当社の業務遂行上支障があるときは、その変更申入れを承諾しないことがあります。

第12条（契約者の名称等の変更）

1. 契約者は、氏名または名称、住所、連絡先電話番号、電子メールアドレス、請求書送付先その他当社が指定する事項に変更があった場合は、当社が別途定める方法により、速やかに届け出るものとします。

第13条（契約者の地位の承継）

1. 契約者である法人について、合併、会社分割または事業譲渡があった場合には、契約者は、その旨および契約者の地位の承継が予定される法人をただちに当社が別途定める方法により通知するものとします。

第14条（権利譲渡等）

1. 契約者は、前条に規定する場合を除き、第三者に対し、本サービスの利用契約上の地位または権利もしくは義務を譲渡または移転することはできません。

第15条（責任範囲）

1. 当社は、管理端末および当社製品の故障、滅失、盗難等から契約者に生じた損害については、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、賠償責任を負わないものとします。
2. 契約者による管理端末および当社製品の使用または管理に起因して発生した損害については、契約者がその責任において処理、解決するものとします。

第16条（サービス利用開始）

1. 当社が契約者に通知した利用開始日を、本サービスの利用開始日とします。

第17条（本サービス契約の解約、終了）

1. 契約者は、本サービスの利用契約または仮想アダプタに設定したサービスの利用を終了する場合、当社所定の方法により当社に届け出るものとします。
2. 当社は、契約者に対し、予め書面その他の方法により通知を行うことにより、本サービスの利用契約を解約することができます。

3. 当社は、契約者が反社会勢力に属していると当社が判断した場合、本サービス契約の解約日を待たずに強制解約することができます。

第18条（本サービス廃止）

1. 当社は、当社の都合により、本サービスの全部または一部を廃止することがあります。当社は、本サービスの全部または一部を廃止する場合には、6 か月以上前に、書面その他の方法をもって契約者にその旨を通知します。

2. 本サービスの廃止により契約者が何らかの損害を被った場合においても、当社は一切の責任を負いません。

第19条（利用責任者）

1. 契約者は、本サービスの利用にあたり、本サービス利用の適正化を図るために当社との連絡、協議の任にあたる利用責任者を定め、当社が別途定める方法により届け出るものとします。利用責任者が交代したときも同様とします。

第20条（サービス利用のための必要事項）

1. 契約者は、本サービスを利用するにあたり、当社が指定する通信環境の用意、当社製品の設置・接続、当社製品のシリアル番号その他当社が指定する情報の通知等、当社が別途定める事項を行う必要があります。
2. 前項に定める事項を契約者が遵守しない場合、本サービスを提供できないことがあります。
3. 契約者による通知内容の誤りその他契約者の責に帰すべき事由によって契約者または第三者が被った損害について、当社は責任を負いません。

第21条（データ等の取扱い）

1. 本サービスに保存または登録された設定情報、機器情報その他のデータ等の取扱いは、当社が別途定める条件によるものとします。
2. 契約者は、必要なデータ等について自ら適切に保存および管理するものとします。

第22条（契約者の自己負担）

1. 契約者は、本サービスに係る ID、パスワードその他の認証情報を善良なる管理者としての注意義務をもって管理し、契約者以外の者に不正に使用させ、譲渡し、貸与し、または担保に供する等の行為を行ってはならないものとします。
2. 認証情報の管理不十分、使用上の過誤その他契約者の責に帰すべき事由により当社または第三者に生じた損害については、契約者が責任を負うものとします。
3. 認証情報を忘れた場合または盗用された場合は、契約者は速やかに当社に連絡し、当社から指示がある場合は、その指示に従うものとします。
4. 本サービスの利用に関連して契約者が第三者に損害を与え、または第三者との間で紛争を生じた場合、契約者は自己の費用負担と責任で解決するものとします。

第23条（料金等）

1. 本サービスの料金は、当社が別途定める料金表、申込書、見積書その他当社が指定する書面等に記載のとおりとします。
2. WarpLink DDNS 2.0、WarpLink Control-Center および WarpLink ISC-Next の月額料金は、仮想アダプタごとに利用するサービスに応じて発生します。
3. 本サービスの月額料金は、利用開始日の属する月を無料とし、その翌月 1 日から発生するものとします。月途中で利用を開始した場合も、日割計算は行いません。
4. 当社製品を本サービスに初期登録する場合、当社が別途定める初期登録費用が発生します。
5. 月の請求額が当社の定める金額以下の場合、当社が別途定める事務手数料が発生します。
6. 解約日の属する月については、月額料金の 1 か月分が発生するものとし、日割計算は行いません。月途中でのサービス変更その他の課金条件は、当社が別途定めるものとします。

第24条（料金等の支払方法）

1. 契約者は、料金等を銀行振込その他当社が指定する方法により支払うものとします。
2. 送金手数料その他支払いに要する費用は契約者の負担とします。
3. 請求代金の支払期限は、当社が取り決めた日とします。
4. 契約者は、利用料金が請求された後は、当社が認める場合を除き、当該請求に対する支払方法を変更することはできないものとします。
5. 当社は、契約者が当社に一旦利用料金を支払った場合、法令上必要な場合を除き、契約者への返還は行いません。

第25条（割増金）

1. 料金等の支払いを不法に免れた契約者は、その免れた額に加え、その免れた額と同額を割増金として当社が指定する期日までに、当社が指定する方法で支払うものとします。

第26条（遅延損害金）

1. 契約者が料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払いがない場合、契約者は、当社が別途定める割合により計算した遅延損害金を、当社が指定する期日までに支払うものとします。

第27条（消費税等）

1. 契約者が当社に対し本サービスに係る債務を支払う場合において、消費税および地方消費税が賦課されるときは、その相当額を併せて支払うものとします。

第28条（端数処理）

1. 当社は、料金その他の計算において 1 円未満の端数が生じた場合、その端数を切り捨てます。

第29条（債権回収の委託）

1. 契約者は、本サービスの料金等の支払いを怠った場合、当社が当該債権の回収業務を、法令に基づき許可を受けた債権回収会社に委託することを予め承諾するものとします。

第30条（利用の制限）

1. 当社は、天災事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、本サービスの利用を制限する措置を取ることがあります。

第31条（提供中止）

1. 当社は、次の各号の一に該当する場合には、本サービスの全部または一部の提供を中止することができます。
   ① 当社の設備の保守または工事のためやむを得ないとき。
   ② 当社が設置する設備の障害等やむを得ないとき。
   ③ 運用上または技術上の必要があるとき。
2. 当社は、本サービスの提供を中止するときは、契約者に対し事前にその旨、理由および期間を通知します。ただし、緊急を要するときその他やむを得ないときは、この限りではありません。

第32条（提供停止）

1. 当社は、契約者が次の各号の一に該当するときは、事前に当該契約者に通知することなく、本サービスの全部または一部の提供を停止することができます。
   ① 利用契約上の債務の履行を怠り、または怠るおそれがあるとき。
   ② 違法に、または公序良俗に反する態様にて本サービスを利用したとき。
   ③ 本サービスに関し、直接または間接に当社または第三者に対し、過大な負荷や重大な支障を与えたとき。
   ④ 料金収納代行会社、金融機関等により、契約者が指定した支払口座を使用することができなくなったとき。
   ⑤ その他、当社が不適切と判断する行為をなしたとき。

第33条（契約解除）

1. 当社は、契約者が次の各号の一に掲げる事由に該当するときは、本サービスの利用契約を解除することができます。
   ① 第 32 条各号の一に定める事由に該当するとき。
   ② 契約者について、破産、会社更生、特別清算または民事再生に係る申立てがあったとき。
   ③ その他当社が解除するについてやむを得ない事由があると判断したとき。

第34条（損害賠償の範囲）

1. 当社の責に帰すべき事由により本サービスが全く利用し得ない状態（全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます）において、当社がサービス障害を受付、把握した時間から起算して連続して 24 時間以上当該状態が継続したときは、当社は、契約者の請求に基づき、利用不能時間を 24 で除した数（小数点以下切捨て）に、当該仮想アダプタについて発生する月額料金の 30 分の 1 を乗じて算出した額を、本サービスの料金から減額します。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から 3 か月を経過する日までに請求しなかったときは、その権利を失うものとします。

2. 前項の場合を除き、当社は、契約者が本サービスの利用に関して被った損害について、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、賠償の責任を負いません。

第35条（免責）

1. 契約者が本サービスの利用に起因して損害を被った場合であっても、前条に定める場合を除き、当社は責任を負わないものとします。ただし、当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。
2. 火災、地震、落雷、風水害その他天災地変、異常電圧その他の不可抗力による当社製品の故障、破損または滅失等に関しては、当社は責任を負わないものとします。

第36条（損害賠償請求）

1. 契約者が利用規約に違反することにより当社が損害を被った場合、当社は、利用契約の解除の有無にかかわらず、契約者に対し損害賠償を請求することができます。

第37条（機密保持）

1. 契約者は、本サービスの利用に関し知り得た当社の技術情報およびサービスの内容を、当社があらかじめ承諾した場合を除き、第三者に開示または漏洩してはならないものとします。
2. 当社は、本サービスの提供に関し知り得た契約者に関する機密情報を、利用規約に別途定めがある場合または当該契約者があらかじめ承諾した場合を除き、第三者に開示または漏洩しません。
3. 前二項は、本サービスの利用契約が終了した後も効力を有するものとします。

第38条（試験サービス）

1. 当社は、本サービスの改良、新機能のテスト、操作性の向上を目的として、試験サービスを実施することができます。
2. 試験サービスは無償で提供することがあります。ただし、試験サービスに関連する通信費等の実費を当社は負担しないものとします。
3. 試験サービスの利用によって発生した不具合、データの損失その他の損害について、当社は責任を負わないものとします。ただし、当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。
4. 試験サービスを有償サービスに変更する場合は、別途当社が定める通知または規定に従います。
5. 当社は、試験サービスを予告なく変更または終了することができます。

第39条（第三者への委託）

1. 当社は、本サービスの提供上必要となる当社の業務の一部を、当社が指定する第三者に委託することができます。
2. 契約者は、当社が本サービスを提供するにあたって必要な範囲で、契約者の情報を当社の業務委託先に開示することを承諾するものとします。

第40条（準拠法）

1. 利用規約は、日本国の法律の適用を受け、また日本国の法律によって解釈されるものとします。

第41条（管轄裁判所）

1. 契約者と当社との間で本サービスの利用に関連して紛争が生じた場合は、訴額により、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とします。

付則

2026 年 11 月 1 日